

災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送
及び運転操作業務）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願い致します。

令和3年2月18日

中国地方整備局
岡山河川事務所長 横林 直樹

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定
- (2) 活動場所 岡山県内の岡山河川事務所直轄河川管理区間を除く地域における災害応急対策活動等への協力を原則とします。
なお、激甚な災害等が発生した場合は岡山県外での災害応急対策活動等を要請します。
- (3) 活動内容 岡山県内の岡山河川事務所直轄河川管理区間を除く地域において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、岡山河川事務所が保有する排水ポンプ車・照明車の保管庫から活動場所までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の設営、排水作業、現場管理又は照明車の設営、照明作業、現場管理を実施するものです。

[要請する災害対策用機械]

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両保管 場所
① 排水ポンプ車 25-4707	水中ポンプ式 60m ³ /min 級 ポンプ台数 12 台	18,080kg (大型)	徳富基地
② 排水ポンプ車 20-4702	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	10,080kg (中型以上)	長船基地
③ 排水ポンプ車 24-4707	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,330kg (中型以上)	今在家基地
④ 排水ポンプ車 24-4708	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,330kg (中型以上)	軽部基地

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両保管 場所
⑤ 照明車 18-4707	メタルハイト [®] 灯 2 k w × 6 灯	7,970kg (中型限定 以上)	米田基地
⑥ 照明車 29-4702	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 カメラ装置付き	5,290kg (準中型以上)	軽部基地
⑦ 照明車 R02-4715	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 20m 級 カメラ装置付き	7,530kg (中型限定 以上)	長船基地

○車両保管場所の位置（別図－１参考）

徳富基地 岡山県赤磐市徳富地先
 長船基地 岡山県瀬戸内市長船町八日市地先
 今在家基地 岡山県岡山市中区今在家地先
 米田基地 岡山県岡山市中区米田地先
 軽部基地 岡山県総社市清音古地 2 5 － 2 地先

（４）協定期間 令和 3 年 5 月 1 6 日 ～ 令和 4 年 5 月 1 5 日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- （１） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （２） 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 3 ・ 4 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望する資格の種類を「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「機械設備工事」として申請していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 なお、令和 3 年 5 月 1 6 日時点において、令和 3 ・ 4 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていることを協定締結の条件とする。
- （３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 平成17年度以降において、中国地方整備局が発注した工事の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす管理技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。又、複数名の登録が可能である。

管理技術者は活動場所において排水ポンプ車等を使用した災害復旧作業の世話役としての業務を行うものである。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（申請書提出日以前に3ヶ月以上雇用関係があること）。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは「監理技術者制度運用マニュアル二一四(2)、(3)、(4)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 1級若しくは2級土木施工管理技士
- ・ 1級若しくは2級建設機械施工技士
- ・ 技術士（建設部門）
- ・ 技術士（農業部門「農業土木」）
- ・ 技術士（森林部門「森林土木」）
- ・ 技術士（水産部門「水産土木」）
- ・ 技術士（総合技術監理部門「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
- ・ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ

- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 岡山県の県南地方生活圏内（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）に建設業法の許可を有する本店（社）、支店（社）又は営業所が所在すること。

(9) 出動要請に対し、次の体制を確保できること。

①排水ポンプ車の出動要請については、作業員として最低5名（①排水ポンプ車(25-4707)は最低7名）を確保し、かつ、出動要請後、岡山河川事務所まで2時間以内に到着できること。なお、作業員5名（①排水ポンプ車(25-4707)は7名）には管理技術者を1名、車両を運転できる者1名を含むものとする。（管理技術者と車両を運転できる者は同一者でも可。）

②照明車の出動要請については、作業員として最低2名を確保し、かつ、出動要請後、岡山河川事務所まで2時間以内に到着できること。

なお、作業員2名には管理技術者を1名、車両を運転できる者1名を含むものとする。（管理技術者と車両を運転できる者は同一者でも可。）

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている協定締結希望者を行います。

(2) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 管理課

TEL 086-223-5194（管理課直通）

FAX 086-234-2298

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

①本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し

③過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④管理技術者の資格【別記様式3】

※管理技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の管理技術者を登録することは可能です。

⑤出動要請を受けてからの参集可能時間等【別記様式4】

※出動要請を受けてから、参集が可能な時間と参集が可能な人数を記載して下さい。

⑥協定を望む車両について【別記様式5】

※協定を望む車両を選択して下さい。（複数選択可）

ただし、協定締結後、災害支援の規模等により、協定を望まれていない車両についても運送及び運転操作をお願いする場合があります。その際はその都度、意向を確認させていただきます。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：令和3年2月19日（金）から令和3年3月25日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

② 受領期間：令和3年2月19日（金）から令和3年2月26日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和3年3月25日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

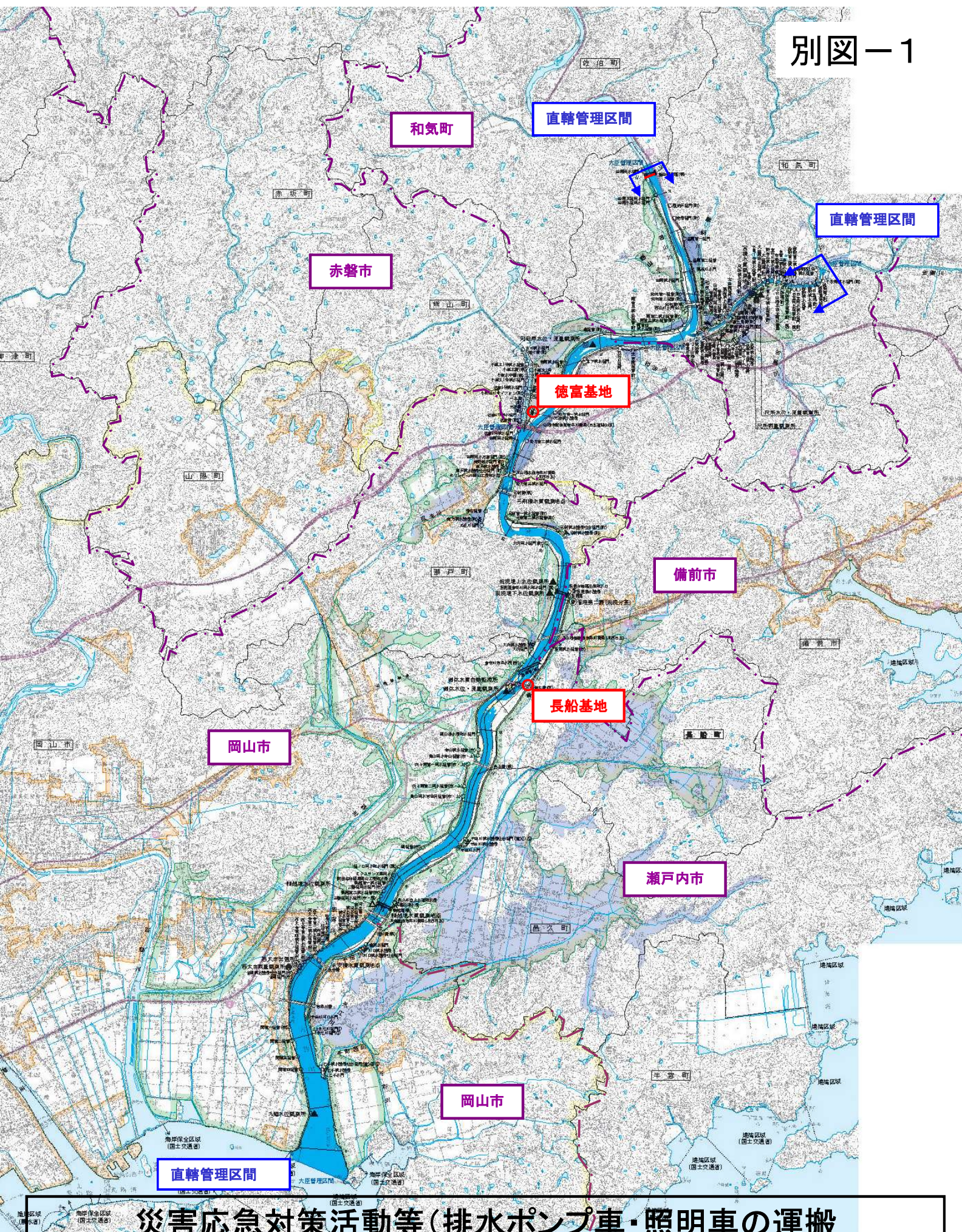
(5) その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

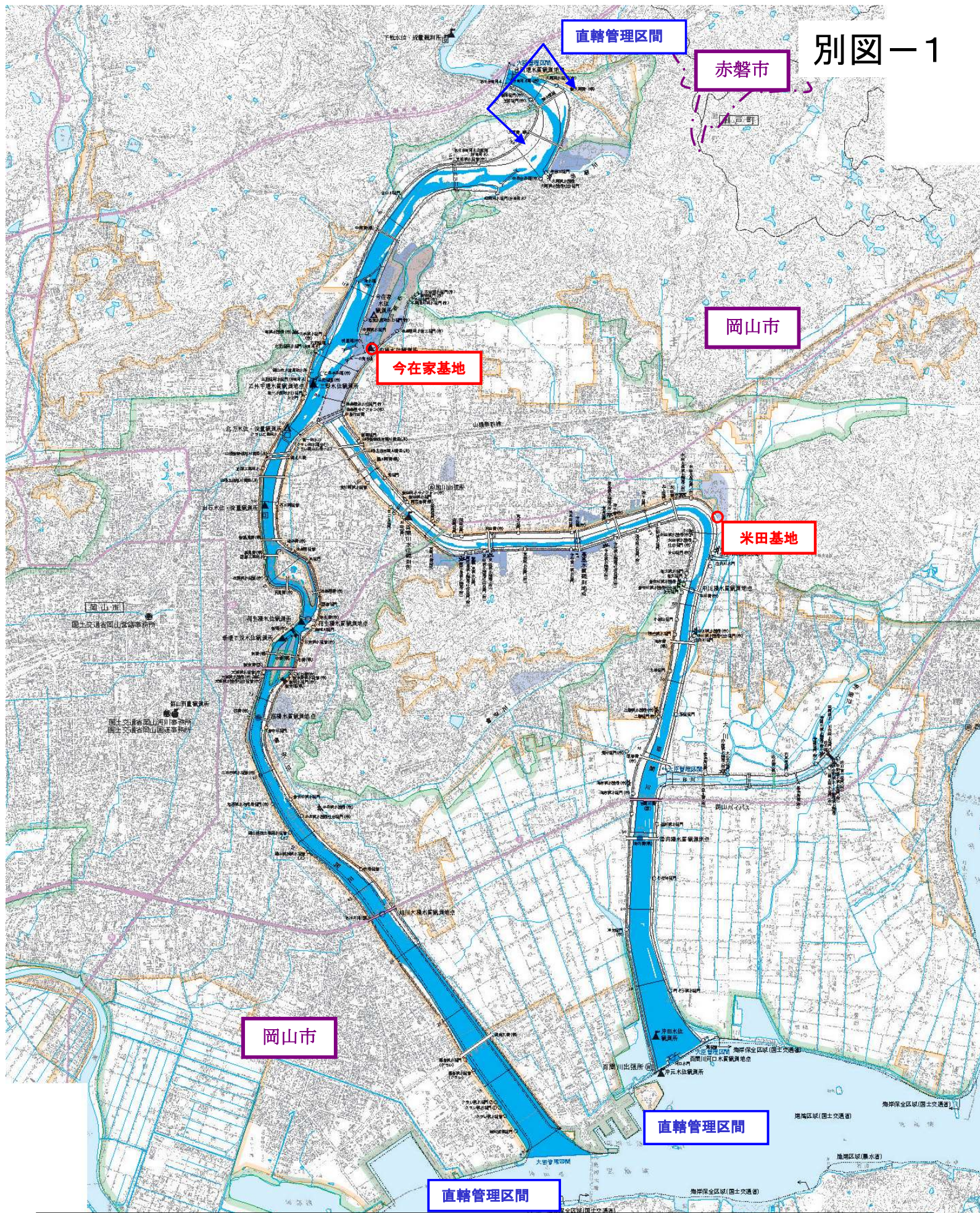
②担当官は、提出された申請書を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書は返却しません。

別図－1



災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車の運搬
及び運転操作業務) (吉井川)



災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車の運搬
及び運転操作業務) (旭川)

